

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十八年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十八年一月八日奈良県指令建第九六一一六四号

平成二十八年六月二十一日奈良県指令建第九六一一六四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年七月十一日建第八七二五号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年七月十一日建第五二〇九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵一七二番、一七三番、一八一番一及び一八二番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町六七一番地の一三七

株式会社喜多興産 代表取締役 喜多亜希子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒郡安堵町大字東安堵一七二番、一七三番、一八一番一及び一八二番一の各一部

下水道 生駒郡安堵町大字東安堵一七二番、一七三番、一八一番一及び一八二番一の各一部